

特別児童扶養手当「所得状況届」を忘れずに

特別児童扶養手当を受給されている方（所得限度額超過により、支給停止中の方を含む）が、受給資格を継続するためには、毎年「所得状況届」の提出が必要です。

提出された所得状況届をもとに、受給者本人および同居親族などの所得状況を確認し、本年8月から翌年7月までの手当が受給できるかどうかを判定します。

受給者の方には、所得状況届書と同封した通知を送付しています。提出がないと、同期間の手当が受けられなくなりますので、忘

◎4月に手当額が見直されました。
改定額は下表のとおりです。

特別児童扶養手当	3月まで (改定前)	4月から (改定後)
1級	49,900円	51,100円
2級	33,230円	34,030円

れずに提出をお願いします。

▼提出期間：8月3日(月)～31日(月)（土、日、祝日を除く）

▼提出場所：伊奈庁舎社会福祉課
▼持参するもの：ご自宅に届いた通知をご覧ください。

◎特別児童扶養手当とは
精神または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護（保護者として

ひとり親家庭等に図書カードを配布します

平成27年度ひとり親家庭等学習応援事業として、今年度限り、子育て世帯のひとり親家庭等に対して図書カードを配布します。

▼基準日：4月1日

▼配布対象

①4月分の児童扶養手当支給対象児童
※全部支給停止の場合は対象外となります。

②生活保護受給世帯の18歳未満の児童（平成27年度に満18歳に達するまでの児童）

※①の対象となる児童は除きます。
▼配布内容：対象児童一人につき

生活の面倒をみることにしている父または母、もしくは父母に代わって養育している方が受けられる手当です。

手当を受けるには申請が必要です。対象と思われる児童を監護していて、まだ申請をされていない方は、お問い合わせください。

58 問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎
2111（内線1154）

▼配布方法
き10000円分の図書カード

①児童扶養手当受給世帯の児童
：8月の現況届提出の際に、市役所窓口にて受給者に配布します。

②生活保護受給世帯の児童：8月以降に担当のケースワーカーが訪問の際に、受給者に配布します。

※図書カードとは、全国の図書カード取扱店にて、書籍などを購入できるプリペイドカードです。

58 問 伊奈庁舎子ども福祉課 ☎
2111（内線1163）

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け

る方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給。

(1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
(2)戦没者等の子
(3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4)右記(1)から(3)以外の戦没者等

の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期限

平成30年4月2日(月)
※請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

■請求窓口
◎伊奈庁舎1階特設窓口（12月28日(月)まで設置）
◎伊奈庁舎社会福祉課 ☎58-2111（内線1151）

61 問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58-2111（内線1151）